

# 平成26年度明石市特別職報酬等審議会 会議録

## 第3回審議会

日 時	平成26年7月14日（月） 午前10時～午前11時45分まで	
場 所	明石市議会大会議室（市議会棟2階）	
出席者	委員	佐々木弘会長、澤田瑞穎委員、柴田達三委員、島野正士委員、竹内順哉委員、田中文雄委員、松原由美子委員、宮川貴美子委員、和田美耶子委員
	市	高橋嗣郎副市長、森本哲雄総務部長、宮脇俊夫職員改革担当部長兼職員室長、横田秀示人事課長、上坂毅人事課給与係長、小中規義人事課事務職員
審議事項	非常勤の行政委員会委員の報酬のあり方について	
配付資料	非常勤の行政委員会の報酬等について一明石市特別職報酬等審議会「意見申出書」（骨子案）一	
事務局	明石市総務部職員室人事課	

## 1 開 会

## 2 会議の成立の確認

本日、伊賀委員、水田委員の2名の委員が、ご欠席されていますが、委員の過半数の出席により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

## 3 審議内容

<b>事務局</b>	<p>皆様おはようございます。</p> <p>まず、お手元の資料について、何点か配付させていただいております。</p> <p>1点目が、A4横の1枚もので、「非常勤の行政委員会委員報酬の水準についての検討資料」という、前回の審議会に追加資料としてお配りしたのですが、この中で、一番下の固定資産評価審査委員会の委員長と委員の欄でございますが、特例市における順位に一部誤りがございましたので、差し替えをさせていただいております。</p> <p>それから、A4ホッチキスどめの資料で、「行政委員会の業務内容等に関する調査表」というものをお配りしております。ご説明も併せてさせていただきますと、前回、委員の方から「監査委員の研修の中身」について、ご質問がございましたので、資料としてお出しするものです。資料をめくっていただきまして、それぞれの研修名に、「A」、「B」と記号を付けておりますが、2ページ目の「A」というのが、「全国都市監査委員会総会・研修会」の内容でございます。それから、2ページほどめくっていただきますと、奈良市で行われました、「北陸・東海・</p>
------------	---

近畿三地区共催 都市監査事務研修会」の内容が、また、2ページほどめくると、「近畿地区都市監査委員会総会・研修会」の内容が、最終のページに「兵庫県都市監査委員会」の内容が分かる資料となっております。4つの研修を平成25年度に実施しているわけですが、「全国都市監査委員会」については、京都市で2日間にわたり、「北陸・東海・近畿三地区共催 都市監査事務研修会」については、奈良市で2日間、「近畿地区都市監査委員会」は、赤穂市で1日、「兵庫県都市監査委員会」については、三木市で1日という研修になっています。なお、京都市と奈良市で実施の研修については、遠方から来られるということで、2日間にわたり、1日目が「午後」から、2日目は「午前中」までという流れになっているという報告を受けております。それぞれの時間については、一日あたり3時間前後でございます。特に、研修の後の、「懇親会・親睦会等は、公式、非公式を問わず、一切ございません」という報告がございました。

それから、お手元にA4でホッチキスどめで、「意見書の骨子案」をお手元にお配りしております。こちらにつきましては、会長から説明がございましたので、よろしくお願いたします。

前回、これら以外に、「報酬の形態について、日額で設定した場合に、現行の月額を超えるようなことがないように、上限額を設定するなどの運用をするべきではないか」というご指摘がございました。そこで、大阪市について、お調べさせていただきました。大阪市につきましては、月額から日額に変更し、金額が下がっておりますので、「特に、上限額等は設けていない」ということでした。ただ、「月額の時の予算の範囲内」で執行するように運用しているとのことでした。こちらは、口頭での説明とさせていただきます。

それから、こちらでも口頭でのご報告となりますが、「大阪市では、日額導入後、2年間が経過しているが、その間、問題はなかったか」というご質問がございました。こちらについても、大阪市に確認しましたところ、「各行政委員会の事務局から、特段の意見・指摘等は、入っておりません」ということで、特に、問題は聞いていないという回答がございました。

事務局からは以上でございます。

**会長**

ありがとうございました。

お手元に3つの資料がございましたが、資料の確認をかねて、説明も入れていただきました。これについて、何かご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

**J委員**

まず、1点目ですが、監査委員の仕事の中に、議会や、他の行政委員会の「監査」も含まれるのでしょうかということをお聞きします。

	<p>また、この間の議員さんのように、「余った予算を、目一杯使わないと、次の予算で同額をもらえない」といったような話がありますが、行政委員会が執行する予算の中でも、これと同様に、「予算を余らせないように、目一杯、執行する」といったことがないのか、「余った予算が発生した場合に、どのように運用しているのか」について、お聞きしたいと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>2点ご質問があったと思います。監査委員の仕事、ファンクションの中に、市のお金の使い方に関する「監査」というものがありますが、その対象に、「議員」や、「他の行政委員会」のお金の使い方等々にも及んでくるのか、というご質問であったかと思います。もう1つは、非常勤の行政委員会だけに限らず、公務員全体の話になるのかと思いますが、予算があって、年度末に余った場合に、どのような運用をしているのかというご質問であったかと思います。</p> <p>事務局からご回答をお願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>1点目の監査委員の監査業務が、他の行政委員会にも及ぶのかにつきまして、監査対象として、行政委員会も含まれます。</p> <p>それから、予算の執行になります。当然、予算が余れば、そのまま「不用額」として計上しますし、もし、大きく余るようでしたら「減額補正」を行います。逆も然りで、予算が足りなくなりましたら、別途、予算の「流用」や「増額補正」といった修正措置をとることとなります。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>事務局からお答えがありましたが、よろしかったでしょうか。</p> <p>他にご質問はありますか。</p>
<p><b>C委員</b></p>	<p>日額の場合は、会議に参加しない場合は、報酬を渡さないと思うのですが、月額の場合、会議に欠席すると、報酬額は、どうなるのでしょうか。例えば、月に3回会議がある場合、2回出席すると、2/3の月額を払うことになるのでしょうか。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>報酬が月額なので、それはないだろうと思います。事務局からお願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>報酬を月額で設定しておりますので、特に、会議に欠席したからといって、減額をしておりません。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>月額の報酬の場合は、会議に欠席したとしても月額になるということですね。</p>

<p><b>F 委員</b></p>	<p>行政委員会の委員の中に、会議をよく休まれる方はいらっしゃいますか。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>行政委員会の委員については、議会の議決をいただき、選任しています。ですから、今ご指摘のような、委員会の運営に支障がでるような方については、議会で選任されていないと思います。「行政委員会の仕事をやっていただける、それだけの役割がある方」ということで、議会の同意を得て、選任されていることを前提にしておりますので、ある意味では、『仕事をしない』という方を、市民の代表である議員は、選んでいない」ということになると思います。</p>
<p><b>F 委員</b></p>	<p>その辺りが心配になります。選任されたからには、責任を持って、しっかりと自覚をもって、仕事が忙しくても受け持っていたきたいと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>それでは、先に進めてもよろしいでしょうか。</p> <p>今までこの問題について、審議をしてまいりましたので、そろそろ、取りまとめの段階に入りたいなという風に思っています。</p> <p>この審議会を始めて第1回の時に、冒頭で、「我々の任期からすると、4回ぐらい開催したい」と申し上げており、その時に、「第1回、第2回の審議会、また、皆さんのご意見を十分言い尽くしていない場合があれば、第3回の前半までで、その問題について、なお審議する」と申し上げました。そして、「第3回の後半で、取りまとめの議論に入ることとしたい」、という風に申し上げております。</p> <p>そのことについて、もう一度確認と、皆さんのお考えをお聞きしたいのですが、今申したように、第2回の時に、いわゆる「報酬の金額、水準」をどうするべきか、これについて議論しました。</p> <p>大体これについて、一段落をしたところで、もう1つの大きな問題である「報酬の形態、月額か日額か」の議論に入りました。ただ、その時に、私の感覚では、会議の時間が限られており、その点から言って、議論が十分になされたのだろうか若干、私は危惧があります。</p> <p>そこで、皆さんにご質問をするのですが、もう少し、『報酬の形態』の議論を取り出して、独立して、今日の前半を議論すべきかどうか」ということと、あるいは、『報酬の形態』の議論も含めて、私と事務局で取りまとめた『骨子案』のP3の上段の方に、『(2)』として、『報酬形態について』という項目があるので、ここの議論をやる時に、皆さんのご意見ですね、『前回に、なお言い残したこと』などいろいろ疑問に思ったことがあれば、この部分で、言っていたらどうか」と思っています。そういう形で、この「骨子案」の審議に入り、その</p>

	<p>中で、実質的に「報酬の形態について、議論をする」という形もあると思います。</p> <p>いずれがよろしいでしょうか。私は、個人的には、後者の「骨子案に触れていって、議論する」という形でいかがでしょうかと思うのですが、そういう進め方でよろしいでしょうか。</p>
<p><b>各委員</b></p>	<p>よろしいです。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございます。それでは、その進め方でやらさせていただきます。</p> <p>まず、この「骨子案」でございますが、先週、事務局からFAXで骨子案のたたき台を送っていただきました。本当は、事務局と直接お会いをして、いろいろ修正ができるよかったのですが、その時間がなかったものですから、私は、事務局のたたき台に対し、もうちょっと手を加えたものを作って、事務局の方にお返しをしました。それを、「資料の形式」にしてもらったものが、お手元の「骨子案」になります。ですから、直接に事務局とお話し合いをした結果のものではありません。どちらかというと、私がこの第1回、第2回の審議会の中で感じてきたことを、私の解釈で書いているところもあると思います。したがって、私の口から、あまりここに書かれていることにとらわれないでご説明をした方が、より分かっていただけではないかと思いい、事務局ではなく、私の方からご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、P1でございますが、「1 この問題をわれわれの審議会が取り扱うに到った経緯」のところですか。この会議で、何回もこのことは言っており、少しくどくなりますが、このペーパーが表に出た時に、「どうして常勤の特別職を審議するこの審議会で、『非常勤の行政委員会』の報酬等の審議をするのか」ということを、もしかしたら、懸念される方がいらっしゃるかもしれないので、一応書いておきたいというのが、この項目になります。</p> <p>もうすでに言うまでもありませんが、「(1) 本来では我々の守備範囲ではありません」ということをまず書いて、「(2) しかし、①この問題を扱う機関が、本市において存在しないと聞いている」ということ、それから、「②平成6年以来、常勤の特別職の報酬等については、いろいろ見直しが進んできたけれども、非常勤の行政委員会委員の報酬等については、手を付けられていなかった」ということ、それから、「③市民感覚から、特に報酬額について、県下全体や特例市の中での順位がかなり高位にあるということで、批判がよく聞かれる」という話、それから、「④近年、他のいくつかの自治体において、大阪市をはじめ、見直しの動きが進んでいる」ということ等々があり、さらに、</p>

「(3) 前年度の常勤の特別職の報酬等審議会において、審議会委員から、『非常勤の行政委員会』に関しても、いくつか意見や質問等が出たため、もし許されるのであれば、この問題についても議論をすればどうかと思っておりましたが、幸いなことに、市長の方から、『この問題について、改めて議論をせよ』という、しかも、我々の任期を若干延長して、やってくれというように言われました」というようなことをここに書いているわけです。

「意見を申出るよう求められた」の部分については、特に、「文書」というか「ペーパーで求められた」というところが大事になってきますので、その辺のところもきっちりと書いておいた方がいいと思います。

ここまでが、「1 この問題をわれわれの審議会が取り扱うに到った経緯」になります。

それから、「2 現行制度の概要」ですが、これをあんまり長ったらしく書きたくはないのですが、これは、事務局に作っていただいたもので、今までに事務局にたくさんの資料を出していただきましたが、その中で、ここで議論の対象としている、6つの行政委員会の名前を書き、「支給の区分」と書いておりますが、我々がいう「報酬形態」ですね、「固定資産評価審査委員会」だけが、「日額」になっており、あとは、「月額」です、ということを書いて、それから、今度はお金の話ですが、いわゆる「報酬の水準」が示されています。それから、上段でも記載した、「報酬の順位」ですが、県下29市と特例市40市中の本市の順位が書かれています。特に、特例市の中で1位や3位であることが目立ち、この辺が批判的になっているということが、ある程度分かるよう、「表」で示していただきました。

それから、上段で少し書いておりますが、数少ないのですが、「日額制」を採用している自治体がそれなりにあるということを示していただきました。特に、注目すべきは、表の右の方になりますが、「公平委員会」では、特例市40市中、半分ぐらいは「日額制」を採用しているということ、それから、「固定資産評価審査委員会」については、特例市40市中、34市、ほとんどと言っていいほどの自治体が「日額制」を採用しているということが分かる概要を示していただいています。

この辺につきましては、もっと皆さんの方で、「こういうことも概要として書いた方がいいよ」ということがあれば、また、ご意見をおっしゃっていただきたいと思います。

次のページにいきます。

こちら、第1回の審議会において申し上げたかと思いますが、我々審議会は、一応、任期というものがありますから、その中で、非常勤

の行政委員会委員の報酬等について議論しなければいけません。その中で、審議するテーマに限界がありますが、「今の制度が持っている問題点は、一応、網羅的に列挙したい」と申し上げたと思います。列挙しておけば、この中で、特に優先順位が高い問題を、今回の審議会で審議し、あとは残していてもいいと思っています。というのは、「一応、こういう所に問題点があるよ」ということを、指摘しておき、将来、この問題について、審議会なりで、審議することがあるかもしれませんので、その時のために、「その所は、気が付いてないわけではない」ということを、示しておきたいという思いがあったので、これを、「3 現行制度に関し、どのような点が議論の余地がありそうか」というところに書いております。

まず、「(1) 地方自治法が、本来『日額制』としているにもかかわらず、なぜ、多くの自治体が『月額制』をとっているのか」ということ、それから、水準の話ですが、「(2) 本市の報酬額が、類似団体、特例市の中で高位にある」ということ、しかも、「平成6年以来、見直されていない」ということも議論の余地があるとしています。

それから、改めて、「(3)『月額か日額か』という報酬の形態について、これでよいのか」という話、それから、もう少し実態に触れて、「(4) 委員の『選任方法』、『委員数』、『委員の任期・再任・任期の限度』、要するにポストが固定化していないかどうか、という話、また、「(5) 委員の『勤務実態』、『業務の中身』という、どのような仕事をしているのか」ということ、それから、「(6) 会議以外の、特に『月額』といった時に、『会議への出席以外にプライベートの時間に、いろいろ勉強しているかもしれない』という辺りの、「日常の活動」ということについてです。これも、「月額」の1つの「根拠」になっているわけで、それが「適正なのか」という辺り、それから、「(7) 委員長と委員の報酬の『格差』のあり方」、それから、前回、E委員の発言に関連してですが、「(8) 地方自治法において、3つの類型、『執行機関』、『補助機関』、『附属機関』のあり方については、現行は法に基づいて類型化されているわけですが、これを『改める』とか、『自治体がそれぞれの自由度を持たせて決める』というような提案、そういうものがあってもいいのではないか」、この辺のところを書いております。

案には、「・・・」と書いておりますから、「(9)・(10)・・・」といったように、皆さんの意見を付け加えてもいいと思います。そういったことを網羅的に書いておりました。

それから、「4 当面、見直すべきか否か、議論したい二つの大きな論点」になります。

ここから、われわれの本論に入っていくわけで、ここで、まだ文章が足りないのですが、これを書こうとすると、「上段の『3』で『いろ

んな問題点があるね』と指摘しましたが、それを全部ここで、我々の今回の審議会において、議論をしてお答えをすることはできません。そこで、優先順位をつけて、『報酬の水準』と『報酬の形態』の2つについて、ここでは特に審議することとします」ということを、まず書いておいた方がいいですね。ここには書いておりませんが、「4」の冒頭においてだと思えます。

それから、この2つに絞ったとして、「報酬の水準」と次の「報酬の形態」、この2つの議論をしなければならないのですが、この議論の「順番」ですね。一応ここでは、「報酬の水準」を先に議論し、P3の上の方で「報酬の形態」の議論という形で並べておりますが、「どうしてこういう形をとったのか」ということも、「4」の冒頭で説明をしておいた方がいいと思えます。案では、一応省略しておりますが、正式に文書にする時は、この辺を書いておきたいという風に思っております。

中身に入っていきますが、ここからは非常に重要です。「私の受け取り方がこれで良いのかどうか」ということが、非常に気になる場所がありますのでよろしくお願いします。

まず、「(1) 報酬額、報酬の水準」についてです。これについて、「①平成6年度までは、議員及び市長等常勤の特別職の『報酬等』の改定があって、それが定期的に行われてきていて、その改定に合わせて云々」という話になるのですね。「増額改定が行われてきたが、それ以降は、常勤の特別職の報酬が引き下げられているにも関わらず、現在まで『非常勤の行政委員会の報酬』は、改定が行われていない」という話ですね。

「②また、県下各市との比較において、行政委員会ごとに異なるが、いずれも、29市中、上位2位から6位と高位にあること」、これは、前のページの順位の表を見れば分かるようになります。

「③加えて、現在、本市では財政健全化の本格的な取り組みを進めていること」等々を考えると、「今のままではよくないでしょう」ということになる訳ですね。

そして、「本審議会としては、『引き下げの方向で見直す必要がある』と、これが、「報酬の水準」については、今までの皆さんの意見を聞いてきて、こういう結論でいいのかなと、非常に大きな結論になるかと思えます。

あとは、「具体的な・・・」と段落があつてですね、「じゃあどういう風に見直すのかということについては、市当局にお任せすることとしたいが、これに関し、各委員から表明されている、いくつかのご意見を次に列挙します」ということになっています。ただ、私は、ここを読んでみて、すぐに「具体的な云々」というところに行っているのかなという思いが、個人的な考え方になりますが、少しあります。

「本審議会としては、まず、『引き下げの方向』で見直す必要性があ

るという結論に達した」ということが書かれていますが、その後、「じゃあどういう風に見直すのか」ということです。

そこで、先ほどの資料、A4横の表でしたが、これを取りまとめの後ろ、巻末に附属資料として添えることとします。この表は、現行と改正案が記載されており、これを「1案、2案・・・」とするか、「A案、B案・・・」とするかは、後ほど決めなければなりません、ともかく、5つの案があり、この改正案は、左側の方が現行に近く、右側に行くほど、よりドラステック、半額になるといったものでした。

文章に戻りますが、全体として、「引き下げの方向で見直す」という考えを言ったところで、引き下げの方向として、「この表を使って、審議会で検討をして、できるだけ現行に、あまり激変があるといろいろと問題があるでしょうから、例えば、『第1案から第5案の方向に向かって、段々と、段階的に、漸進的に引き下げていく』というような、考え方でいいのではないか」ということを、この審議会でのお考えとして、そのことを書いておいてはどうかと思います。

もう少し書こうとすると、「報酬の水準の引き下げに関する議論」というのは、「あくまでも、次に述べる『報酬の形態』、『日額か月額か』の見直しがなされるまでの間、当面の間とする」という感じのことを書いておいた方がいいのではないかと思います。どうしてかという、そうでないと、この案のP2からP3にかけて、我々審議会の結論部分の中心なのですが、この「報酬の水準」と「報酬の形態」の2つが、バラバラに書かれているように見えないことはありませんので、この2つがどう関連するのかということを書いておかないといけないと思います。だから、このことを「4」の冒頭で、書いておいた方がいいのではと思っています。

それをもっと簡単に私の口で言えば、2つのことをしなければならないと考えて、「現行のものに一番近い方法は、『月額制』である。『月額制』から『日額制』への移行は、大きな変革であるから、そうではなく、一番保守的、一番現行に近い見直しである、『報酬の水準』だけを見直す」という考え方のあることを、まず、P2の「報酬の水準」の所で書いておきます。その時に、先ほど申し上げたとおり、「引き下げる方向だよ」という大きな方向性はまず示して、次に、「それは、例えば半額に急に引き下げるのではなくて、少しずつ第1案から第5案の方に向かって、段々と漸進的に行く方向でいいのではないか」ということも書いておいて、「それでは、どこで、『報酬の形態』と絡むのか」ということについては、「本市において、他方において、『月額制から日額制にすべきだ』という声が出て、『報酬の形態の方に手を付けなければならない』という事態になった時、この『報酬の水準の引き下げ』に関する措置は終わる」という書き方になります。当然ですよ、ね、「月額」から「日額」に変われば、金額が当然変わりますからね。

そういうことを「4」の頭の部分で書いておいた方がいいなという風  
に感じました。これらが、私の口頭での「補足」となります。

そして、「4」の中段の「具体的な・・・」の所になりますが、皆さ  
んのご意見等々を取りまとめた部分なのですが、「具体的な引き下げの  
率や額は、今後、市当局に任ずことにしたいけれども、これに関し、  
各委員より表明された、いくつかの意見を次に書いておきます」とい  
う形で要約をしています。

まず、「①」ですが、行政委員会にはいろいろあって、「機能、権限、  
職責及び職務内容等の基本的事項は、地方自治法等に規定され、全国  
地方公共団体に共通するものであり、これを前提とし、本市と人口・  
財政規模等が類似する全国特例市の中位程度の順位の金額まで引き下  
げることが、1つの考えとしてあげられる」というご意見があったか  
と思います。これが1つですね。

それから、「②全国の特例市の中位程度まで引き下げることが、1つ  
の考えとしてあげられるが、その場合、ほとんどの行政委員会委員の  
報酬額は、現行の半額程度まで引き下げられることになる」という意  
見もあったかと思います。その点から、「激変を避けるという意味も考  
えると、将来的には、全国特例市の中位程度を目途としつつ、まずは、  
平成6年度以降の市長等常勤の特別職の引き下げ率である△11.  
9%に準じた引き下げを行い、次に、市長等常勤の特別職の報酬額が、  
県下29市中、4位から7、8位程度であることを踏まえた引き下げ  
を行うなど、激変緩和措置として、段階的に引き下げる」ということ  
も、ご意見があったかと思います。正確な要約になっているかどうか  
については、皆さんの後でお聞きすることとしますが、これらのこと  
について、ここで書かせていただきました。

そして、P3の「③」ですが、「報酬額の検討にあたっては、本市に  
おいて、他市にはない『新たな取り組み』を、『固有』というか『独特』  
の取り組みを行っている場合や、あるいは、市政運用上、特に重要な  
課題を担っている場合などにおいては、一定の配慮を行うことも考え  
られる」という、このようなご意見もあったかと思います。「例えば、  
教育委員会は云々」ということを書いておりますが、この辺のところ  
をどこまで書くか、気にはなるところです。「一定の配慮を行うことも  
考えられよう」という所で止めておいてもよいのかなという思いは、  
個人的にはしています。ともかく、例えば、あと2、3行きちんと書  
くかどうかということもありますが、ここまでが、「報酬の水準」に関  
する所になります。

次に「(2) 報酬形態について」に入ります。

「非常勤の行政委員会委員の報酬の支給方法については、現行、固  
定資産評価審査委員会のみが『日額制』をとっており、本市において

他の5つの行政委員会は『月額制』をとっている」という話があり、しかし、「①地方自治法は『日額制』を基本としていること」、「他の地方公共団体においては、『月額制』を不当とする訴訟等々があったこともあり、市民感覚としては、『月額制』から『日額制』へ移行する動きも若干ではあるが、出ている」ことを、ここで書いたうえで、「本審議会としては、『としても』としてもいいですが、5つの行政委員会委員の報酬についても、中長期的には、『日額制』を目指すべきではないかという意見が多かった」としています。この所が1番微妙なのです。これは、私の感覚なのです。これまでの会議録を見てきた中では、こうは書いていなかったと思います。率直に言えば、もうちょっと「ほんわり」と書いてあったかと思います。ここは、1つの重要なポイントですから、ここまではっきりと書いてしまっているのか、書いてはいけなにかについて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

それから、もし、「はっきり書いていい」ということになった時の話ですが、「なお、・・・」以下に、皆さんの意見を「①」から順に要約をしているのですが、この部分についても、上段から文章を読むと、もうちょっと補足した方がいいかなという感じがしなくてもありません。というのは、「中長期的には『日額制』を目指すべきではないか」ということを書いて、すぐに「なお、・・・」につなげるのではなく、個人的には、例えばこの所で「『中長期的』とは、できれば、『今後概ね5年間ぐらいを目途に』」であるような、具体的な期限を書いておけばいいのではというものです。非常に厳しいことではありますが、書いていないと、「中長期的」というのが、抽象的で、7年、8年、10年になるかもしれない、と思うのです。先ほど、「報酬の水準」のところ、「報酬の形態の議論が出てくるまでは、引き下げる」と言っておりますので、皆さんのご賛同が得られれば、どうかなと思います。

それから、文章に戻りますが、「なお、この結論を受けて、今後明石市が、『支給方法』、ここは『支払形態』がいいですね、『支払形態』を検討していくことになるが、『支払形態』に関して、各委員より、次のようなそれぞれ異なる意見が出されているので、参考として申し添える」としています。

「①地方自治法は、『日額制』を基本としているので、特段の事情等がないかぎり、すべて『日額制』とすることが、1つの考えとしてあげられる」というご意見がありました。

それから、「②将来的には、すべて『日額制』とすることが、1つの考えとしてあげられるが、一方、報酬額の引き下げ内容について、『行政委員会委員の職務内容等は、地方自治法等に規定され、全国地方公共団体に共通するものである』との考えを考慮すると、『支払形態』についても、現時点における県下各市や人口・財政規模等が類似する全国特例市の状況も踏まえた検討を行うことが、1つの考えとしてあげ

られる」とあり、ちょっと文章が長いのですが、何を言っているのかというと、「①」で基本的には「日額制」とすべきだと言っていますが、「②」の意見は、ちょっとそこまでは、ドラスティックではないのですね。だから、「将来的」というか、「中長期的」には、「日額制」でいいと思うのだけれども、もうちょっと、「段階的に改善していく道も考えられるのではないか」ということで、「それは、全国特例市等々の他の自治体の状況、横を見ながら検討するというこも、暫定的には考えられるのではないか」というご意見であったかと思えます。それをさらに補足して、文章に入りますが、「なお、現時点における県下各市及び全国特例市の状況は、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び農業委員会委員については、ほとんどが『月額制』となっており、公平委員会委員については、県下29市中では5市が、特例市40市中では22市が『日額制』をとっている」と、そういうところから見ると、先ほど申し上げました、「部分的」というか、「1つつ」でも、「日額制」を増やすというアプローチもあるのではないか、という所を言いたいのだと思えます。

また、「公平委員会委員は、個別事案への対応が中心であり、職責、職務内容及び勤務実態等については、現行、『日額制』をとっている固定資産評価審査委員会委員と同様に考えられるのはという意見が出されている」と書いております。ここには書いておりませんが、「現行、『日額制』をとっている行政委員会は1つだけですが、これに加え、公平委員会を『日額制』にするといった、『日額制』をとる委員会の数を段階的に増やしていくというアプローチ」という意味です。一步前進という意味では、そういうやり方もあるのではないかということ。「②」は、言っています。

それから、「③」です。「『月額制』の採用にあたっては、行政委員会ごとに、その機能、権限、職責、職務内容及び勤務実態等から、『月額制』とするに相応の特段の事情を明らかにする必要があるとも考えられる」というご意見です。これは、どちらかというところですが、文章の最後の「と考えられる」のところを、「と考えられるが、現行『月額制』をとっている5つの行政委員会委員ごとの職責等の『差』を評価するということは、なかなか難しい」と、これは、大阪市の「取りまとめ」の中にも同じようなことが書いてあったかと思えます。むしろ、このように書いた方がいいのではないかと思いますので、皆さんの意見もお聞きしたいと思えます。

大体このようなことを書いた後で、「5 付帯意見」と書いていますが、我々のイメージとしては、今回の審議会で取り残した、十分に議論をされなかった宿題として、今後に残すものについて、いくつか書

いたものです。

まず、「(1) 今後は、議員及び市長等常勤の特別職の報酬額の改定に連動させるなど、非常勤の行政委員会委員の報酬等々の一定のルール化を図る必要がある」という意見は、今までの議論の中で出たと思います。貴重な重要な意見であると思います。

それから、「(2)」ですが、このところはあまり議論をしておりませんが、「委員長の加算額、委員長と委員の報酬額の差額をどういう風に設けるか」という議論もなかなか一定のルール化は難しいかもしれませんが、考える必要があるね、というご意見がありました。

それから、次のページに行きますが、「(3)『日額制』とした場合、委員の職務内容は多様であるので、支給対象日の職務内容に関わらず、一律の金額とすることが妥当か否か十分な検討をされたい」ということも今後の検討課題になるでしょうね。それから、「年間の支給総額の上限を設定」ですが、これは、先ほどの大阪市の「意見」の中にもありましたが、「月額制」から「日額制」に変えた場合に、日額をどう設定するかによって、「日額×勤務日数」が、今までの「月額」を超えたらおかしな話になるでしょうと、その辺のところの予算上のことも考えて、「日額」を決めるべきだね、ということを書いています。

それから、「(4) 委員の職務内容について、時代の要請やニーズの変化に応じ、いかに効率化し、行政委員会の仕事そのものを減らすか、スリム化するかということについて、今まで気を配ってなかったのではないか」という話があって、「そういうインセンティブ、刺激とか、それを促すような動機付けというものに、これまでは欠いていたのではないか」ということであります。

それから、「(5) 委員の選任について、例えば、元市職員の場合、市民から見れば、一種の『天下り』のような感じもしないでもない」ということですね。ですから、「公正かつ適材の選任はもとより」という話、それから、「市民への説明責任を十分に果たしてください」、「透明性を担保しないと、市民の納得が得られないのではないか」という当たり前の話を書いております。

次に、「(6) 行政委員会委員の勤務実態や活動内容等については、なかなか明らかになっていない所が多いと思うので、この辺の公開性、透明性というものを高めてほしい」ということですね。当然のことだと思います。

それから、「(7) 各行政委員会を担当する部局は、現行制度をどう改善するかに心をくだき」、ここについては、私が以前に申し上げた言葉で言うと、「ほとんどの各担当部局の者は、自分が担当する行政委員会の現行のやり方を『良し』とする傾向があり、それは、改めるべきだ」ということです。「どのように現行を改善すべきかということを常に提言するような部局であってほしい」、それが「新しいあり方を提言

する姿勢を持つということが大事であろう」というようなことを書いておられます。

この他、もっともっと書くことはたくさんあるかと思いますが、あれば、また、ご指摘をしていただきたいという風におもっております。

大体以上のような「取りまとめ案」、たたき台を作りましたが、何かこれについて、「この解釈は良くない」といったことや、「もっとこういうものを加えろ」、あるいは、「これは削れ」といったことがあれば、ご指摘いただきますようお願いいたします。できれば、あと1時間ありますので、今日中にすべてのご指摘をいただいたところで、次回の第4回審議会で、文書化して持って参りたいと思います。

#### D委員

改めて、振り返りも兼ねてですけれども、行政委員会の委員は、私の想像ですが、主の仕事をしており、行政委員会委員を「兼任」されていると思います。また、先ほど話に出ました、会議の出欠の状況等の話など、いろいろ事情がありますので、いずれにしましても、仮に、現在の委員さんが、一生懸命業務をされているという前提であっても、報酬を引き下げるという方向性は、今の流れからいうと、致し方ないのではないかと思います。

それから、案の最後の方に載っていましたが、本当に、法に定められた業務内容、他の自治体と共通した業務内容を行っているのかについては、これまでいろいろ資料をいただきましたが、やはりよく分からないという問題があります。また、「報酬が下がるということ＝モチベーションが下がる」という可能性がゼロではないと考えられます。

こういったことを踏まえると、会長がおっしゃった「段階を踏んで」という考えは、これは1つの案としてもよいと思います。

しかしながら、「業務の中身」のことについては、以前、教育委員会の話が出ていましたけれども、学校行事によって、本当に出席しなければならないのか、というような話もありましたので、そういうことを含めて、もっと、「本来すべき業務に照らして見直すべし」ということも必要であると思います。報酬額だけ見直すのでは、少し違和感があるので、やはり、中身をしっかりと精査し、これまでと違う仕掛けを作って、もう少し業務の負担を軽減してあげるといった、その前提で、やはり、報酬額も業務の負担と連動させるというような構成がいいのではないのかという気がします。「特別職の報酬額の改定に連動させる」といった、考え方はいろいろあるのですが、それは1つの考え方として、やはり、現実的には、業務の負担と報酬額を連動させる方法はどうかということが意見として1点目になります。

それから、「日額制」のことですが、「日額」の考え方を改めてお聞きしたいと思います。「日額」は「時間」と連動しているのか、「業務内容」に連動しているのか、というところです。

<p><b>会長</b></p>	<p>2つあったかと思えます。1つは、後者の方から言いますと、地方自治法で、以前に、地方自治法に関する資料が出ていたと思えますが、「こういう理由で『日額』が基本だ」と書かれていたかと思えます。もう一度、その辺りのことを、事務局からお答えいただきたいと思えます。</p> <p>もう1つは、「報酬の水準を引き下げる云々」という話自体はいいのだけれども、もう少し、それぞれの行政委員会の現実の精査というか、細かい実態や、仕事の負担をもっと減らせるのではないかと、いうところですね。おっしゃるとおりのことですが、この辺りについては、我々の骨子案の中で、例えば、P4の「5 付帯意見」の中の、(4)であるとか、(7)のことと非常に関連していると思えます。</p> <p>今おっしゃられたことを、骨子案の中に、どのような形で、言葉として筆を加えればいいのか、あるいは、もっと「きつく」というか、例えば、P3の下から3行目あたりに、「常勤の特別職の報酬額の改定に連動させるなど、一定のルール化を図る必要がある」と書いていますが、これと関連させて、D委員のお考えを積極的に、建設的に書こうとすると、「この審議会は本来、『常勤の特別職の報酬等の審議会』ではあるが、この中に、又は附属して、『非常勤の行政委員会の報酬等』を審議する場を、例えば『専門委員会』のような、全く別個の審議会等を作る」とすれば、先ほどおっしゃられた「精査ができる」とか、「事務局をお呼びして、もっと徹底的にヒアリングをする」ということもできるかもしれません。</p> <p>「そこまで、踏み込んでください」という風にD委員はお考えなのか、ちょっと分からないのですが、その辺りはどうでしょう。今の骨子案に、意を汲んだようなことで、補足として表現できるのか、あるいは、もっと、先ほど申し上げたようなことを書いた方がよいのか、その辺についても教えていただきたいと思えます。</p> <p>取りあえず、事務局から法的なところについて、お答えいただけますか。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>「日額」については、地方自治法の中に規定されているのですが、例えば、「1時間」や「8時間」といった、「時間の規定」は特にございません。</p> <p>以前に、地方自治法の資料をお渡しさせていただいておりますが、読ませていただきますが、「報酬は、『勤務日数』に応じて、これを支給する」という法の条文は、そこまでしか書いておりません。勤務日数に応じて支給をするということで、「日額制」と一般的に言われておりますが、先ほど申し上げたとおり、「勤務1回当たりにお支払いする」という規定になりますので、1時間勤務しても、2時間勤務しても、</p>

<p><b>D委員</b></p>	<p>同額になります。</p> <p>言葉では分からなくもないのですが、要は、それぞれの行政委員会の業務に差がありますよね、将来的に「日額制」となった場合には、これに応じた日額、金額におそらくなると思いますが、「この金額の差は何か」と問われた時に、その辺りの考え方はどうなのかなと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>例えば、「日額制」にした場合に、「じゃあ1回当たりにいくら」という金額ですね、これをどのように出すのかということですが、これが、5つの行政委員会の仕事の中身がいろいろと違うかもしれないけれども、その仕事の「濃淡」に合わせて、「日額の金額」を変えるのかどうか、というご質問と絡むかなと思うのですが、大阪市の例を見ますと、一部を除いた各行政委員会で、同じ金額を採用しております。私としては、これでいいと思いますね。さっき申し上げたとおり、勤務の内容とか中身については、特に「濃淡」については、評価ができないと思います。だから、「一律」の金額になると思いますね。</p> <p>それから、D委員、後半の部分については、いかがでしょうか。どのように、骨子案を改めたらよいでしょうか。「現実の職務内容をもっと精査すべき」といったことや、あるいは、「勤務時間」といったところでしょうか。</p>
<p><b>D委員</b></p>	<p>「5付帯意見」の「(4)」の辺りに、書かれていますね。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>「(4)」や「(7)」に、その辺りのことを思いながら、書いていたのですが、あるいは、もっと本当に「ヒアリングをなさい」というような意見も、もちろん書いてもいいのですよ。今回は、時間がなかったもので、ここまで議論ができなかっただけです。</p>
<p><b>D委員</b></p>	<p>前提として、そういうこともして欲しいですね。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>「ヒアリング」ですね。担当部局としても、言いたいことはあるでしょうから、その辺りについて、少し考えるということにしましょう。それでは、P4の「(7)」の辺りに、例えばもう少し補足して、「必要に応じてヒアリングをやって、お互いに言いたいことを言うことによって、もっとお互いの理解を深めることができるかもしれない、といったような意見があった」としてもいいかもしれません。</p> <p>他にご意見がありましたら、どうぞ。</p>
<p><b>H委員</b></p>	<p>大きい流れとしては、これまでの2回の審議の中で、ほぼ包含して</p>

	<p>いただいているなというのが、私の感想です。</p> <p>ただ、どうしても、こだわりたいのは、今回もあらゆるところに出てきているように、「報酬の水準」の関係で、当面の対応として、少なくとも、現時点で、平成6年度までの水準、A4横の資料でいうと、「第1案」の内容の引き下げをして、それから、今後は、「報酬の水準」の段階的な引き下げや、「報酬の形態」の見直しを検討するということ、できないかということが、私の意見です。</p>
<b>会長</b>	<p>そのことは、骨子案に入っていると思うのですが、どうですか。</p>
<b>H委員</b>	<p>考え方の1つとしては、骨子案に書かれていますが、具体的に、「平成6年度の水準に戻す見直しを実施する」とまでは、書かれておりません。極端に言えば、「10月1日からでも、改定してはどうですか」ということを書くことはできますか、ということ。「まず、これをやっておきたい、その後に次のステップに進みたい」ということを文章に入れていただければ、ありがたいなと思います。</p>
<b>会長</b>	<p>よく分かりました。今おっしゃっていただいたことは、P2の一番下の方の「②」と関係します。下から5行目ぐらいのところ、「まずは、平成6年度以降の市長等常勤の特別職の引き下げ率である△11.9%に準じた引き下げを行い、云々」というところに関連して、ここでは、「段階的な引き下げを行っていくことも、1つの考えとしてあげられる」とありますが、今おっしゃられたことを、「②」の中に加えて書くのもいいのですが、例えば、「できるだけ可能であれば、時期的に速やかに」といいますか、・・・</p>
<b>H委員</b>	<p>それに近いような格好で、いいと思います。</p>
<b>会長</b>	<p>もっと具体的に書いた方がよろしいでしょうか。予算の関係もありますしね。</p>
<b>H委員</b>	<p>まず、1回はやるべきということが私の意見です。</p>
<b>会長</b>	<p>少し、事務局と文章化について、相談しますけれども、要するに、「予算等の話もあるけれども、可能な限り、できるだけ早くに、最低限、△11.9%の見直しをやるべきだ」という強い意見があった」ということを1行加えるものとしようと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
<b>J委員</b>	<p>行政委員会の職務内容なのですが、事務局の方に膨大な資料を作っ</p>

ていただいて、言うのもなんなのですが、例えば、立派な職務内容が書かれていまして、それが、真っ当なのかということが、私たちにはとてもじゃないですけど、それを正当である、報酬額が正当であるということは、言えないと思います。余談なのですが、先日テレビで、東国原さんが言われていたのですが、これは、国会議員のことかもしれませんが、「お座敷に出て、話し合いをした」といった活動の名称が、「経営動向調査」というものになっているというものでした。ものすごく真面目に仕事をされている方もおられると思うのですが、ただ、もしものことですけれども、「仕事をこれだけしました」とこれまでの資料にいろいろと書かれてきましたが、一部の仕事が、先ほど申し上げたように、形式的な名称を用いることで、「化けて」いないかという疑念が残りはします。

また、先ほどお答えいただきました、監査委員の「監査」対象の件ですが、監査委員が他の行政委員会の監査をするということは、それも問題なのかなと思われまます。お互いに、「たたけば埃が出る」というところもあるかと思えます。また、この間の議員の問題を踏まえまして、市民の方も、明石市も同じような不正があるのではないかという疑念を持たれるかもしれません。ですので、これからは、そういうことに対応できるように、何か、「委員会」と言えば変ですけども、仮の、同じ仲間同士で監査するのではなくて、外部の「委員会」みないなものが、市民の声に合わせて、聞き取りや調査をするといった、そういう機関が発足すればいいのではないかと思います。

## 会長

ありがとうございました。今おっしゃったことは、ある意味で、いわゆる仲間内の監査というだけでは、不十分であるので、もう少し客観的に、という話だと思うのですが、そういう意味では、この審議会についても、我々「外部」の者、第三者が入った「委員会」に値するものと思います。こういった機関により、先ほどのD委員のご指摘にも関連するものですが、例えば、「どれだけの『時間』とか、あるいは、『権限』等について、ヒアリングし、把握するため、こういった「外部」の者たちで構成する「委員会」、機関をもっと活用するようにせよ」といった書き方をすればいいのかなと思いついておりました。おそらく、この骨子案から言えば、P 4の最後の方にある、「(6)」の辺りになるかと思われまます。業務の中身をもっと、市民にとって分かりやすくするためには、どうしたらいいかといった時の1つの案になるものと思います。この辺り、もう少し工夫してみましようか。

他にあればどうぞ。

## G委員

私としては、「全委員会を日額制にすべき」という風に考えておりますので、その立場で、申し上げます。

	<p>「激変措置の緩和」とかいろいろと書かれておりますが、やはり、見直すとしても、来年度から始まると思うのですね。ですから、来年度までにまだ時間がありますので、「激変でもいいのではないか」と思います。</p> <p>それと、先ほどにも話になりました、やはり、会議がなくても、会議に欠席しても、報酬がもらえるというのは、どう考えても、ちょっと不合理であります。ということで、やはり、「日額制」を採用すれば、そういう欠点は、クリアされると考えます。それから、法律では、ただし書で、「月額制」でも良いとなっておりますが、基本的には、「日額制」であると規定されております。以前に申し上げましたが、国の「中央選挙管理委員会」とか、「労働委員会」といったものは、「日額制」を採用しており、別に、「月額制」をとっているわけではなく、国がやっているのです、間違いのないと思います。</p> <p>それから、大阪市の例が出ましたけれども、大阪市については、金額的に余裕がありますので、全委員会一律で結構高額の報酬が支給されておりますが、大阪市以外にも、茨木市であるとか、大津市、橿原市、生駒市とか、結構、兵庫県以外を見れば、全行政委員会について、「日額制」を採用している自治体は多いのです。そして、大阪市と同じように、「月額制に戻りたい」とか、支障があるといったことを聞いておりませんので、「日額制」でも別に問題ないのではないかと考えています。</p>
<b>会長</b>	<p>よく分かりました。今おっしゃったことは、P 3 の中段あたりの「①」に、文章では書いておりますが、この書き方でよろしいですか。もっと、強く書いてほしいということでしょうか。</p>
<b>G委員</b>	<p>そうですね。</p>
<b>会長</b>	<p>「①」に『日額制』を基本としているので、特段の事情がないかぎり、全て『日額制』とすることが、1つとしてあげられる」と書いてありますが、これに、「もっとできるだけ早く『日額制』を実施すべき」とか、そういう風に意見がありました、という書き方でもいいわけです。</p>
<b>G委員</b>	<p>「月額制」をとるのであれば、「月額制でなければならない理由」をもっと言わなければならないと思います。</p>
<b>会長</b>	<p>その辺のことも書いておりましたが、「①」の文章の後に、例えば、「現行の『月額制』を今後も採用するのならば、それなりの理由をきちんと説明しなければいけない」といことも書いてもいいと思います。その方が、強い文章となりますね。ありがとうございました。</p>

他にあればどうぞ。

### C委員

この意見申出書ですけれども、一応市長の方から検討せよとの話があつてですね、これを受けて、「審議した結果、こういう結論になった」という申し出をするので、やっぱり、はっきりと、『報酬の水準』については、特例市中の高位にあるので、これは絶対に『半額程度』に下げべきである。『報酬の形態』については、地方自治法上の基本のとおり、『日額制』をとるべきだ」というようなことを、はっきりと、まず、言うべきではないでしょうか。

これに対し、今の案では、「各委員の意見がありました」と箇条書きされていて、なんとなくは分かるのですが、こういった出し方でいくと、「緩い」方向の見直しになるのではないかと思います。「激変はだめ」だとか、「ひとまず△11.9%を引き下げる」といったことです。

また、別に、5年間の間で見直しをするのが、間違っているということではありませんが、ただ、今の「財政健全化」ということを考えると、実際問題として、見直しを、すぐにやっつけていかないとだめであると思います。

だから、今の書きぶりでは、「審議会の中で、『なだらかな引き下げでもよい』という意見が出ていたな、それに従って見直しをしようか」と捉えがちになってしまいますので、私の意見としては、あくまでも、皆さんはどうお考えか分かりませんが、できるだけ早くに、特例市の平均ぐらいに持って行ってもらいたいのです。

つまり、「1年目は、△11.9%引き下げ云々」とは言っていないで、できるだけ早く、先ほどの資料の「第5案」を目指していただけるように持って行ってもらいたいのです。

皆さんの意見をお聞きしないと分かりませんが、審議会としては、「特例市の水準の中位ぐらいに持って行ってもらいたいことと、『月額制』は、会議の出欠の問題など、いろいろ問題があるので、やはり『日額制』を採用すべきということは、我々の審議会の『結論』であり、これは絶対に守ってもらいたい」ということを強く、謳ってもらいたいなと思います。

### 会長

ありがとうございました。今のご意見は、「報酬の水準」と「報酬の形態」について、「踏み込み方が足りない」ということをおっしゃりたいのかなと思います。

骨子案をまとめた形としては、審議会としての結論部分というのは、先ほどのP2で言えば、「報酬の水準」でいうと、「③」の辺りですね。

つまり、「本審議会としては、『引き下げの方向で見直す』」必要があり、先ほど口頭で補ったように、「例えば、A4横の表でいうと、「△11.9%」というところから、右の案の方に向かって、引き下げる

という風にすべき」で、もう1つ加えれば、「水準の見直しはあくまでも『報酬形態』の見直しにつき、他方のところで意見が出るかもしれないから、それが行われるまでの間、当面の間とする」という辺りが結論となります。

後のP2の下段の方に書かれている「①」と「②」とP3の頭にあたる部分については、皆さんの意見を書いているわけであって、審議会自体の統一した意見ではないのですね。市が具体的に検討する時に、参考にするものであって、我々は必ずしも「△11.9%引き下げろ」と言っているわけではありません。

だから、C委員のおっしゃった「報酬の水準」について、さらに、このペーパーを補おうとすると、『できるだけ早く、早期にそういうことを実現するべきである』という強い意見があったとか、そういう書き方をすればいいのかなと思い、聞いておりました。

それから、P3の「報酬形態」のところも、この審議会の結論として、ちょうど中段になりますが、「我々としては、『月額制』から、『日額制』にすべきだ」ということを基本的には言っているわけですね。ただ、「中長期的にはそうであるべきだ」とありますが、「できれば概ね5年間を目途とすべきだろう」と、こう書いてあり、これが結論であると思うのですが、このところで、書き方がまだ少し緩いので、「早急に、できるだけ早く」とか、そういう風に直すべきだということであれば、これは、皆さんにお諮りをして、どちらがよろしいかと問うていかなければいけないかなという風に思います。その下の「①」から「③」までについては、各委員さんのご意見を、これにはいろいろ考えに差がありますからね、意見の濃淡がありますので、これは、基本的には、我々が決めることではなくて、やはり、決めるのは市でありますから、参考意見としてありましたということを行っているものです。

もしかしたら、その辺の部分を分かりやすく、先ほどのP2の中段の「報酬の水準」のところの我々の意見の部分の数行と、P3の「報酬形態」のところの中段の「中長期的な」という辺りのことを、これは、全体の結論ですから、この辺は、例えば「四角」で囲って、より強調するような形で、その方が「①」、「②」は、個別の皆さんのご意見ですという形で分けた方が、いいかなという風に、今のご意見を聞いていて、感じました。

何か、この件について、他の問題でも結構ですが、ご意見はございますか。

**G委員**

皆さんの意見を聞いていますと、「月額制」でもよいという方もおられますが、私はですね、P3の「報酬形態」のところですけども、先ほど申し上げた、「中長期的な」という表現については、少しのんびり

	<p>りとした印象を受けますので、できるだけ早く「日額制」を目指すべきだと思います。</p> <p>それと、少なくとも公平委員会については、これは、固定資産評価審査委員会と同じような活動で、かつ、「日額制」を採用している市も多いですから、少なくとも公平委員会は、「日額制」を来年度から採用してもいいのではないかと考えていますので、このことについても、書いておいてもいいのではないかと考えています。</p>
<b>会長</b>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のご提案ですが、骨子案にどういう風に手を加えるかというところで、今おっしゃったことは、P 3の真ん中のところになりますが、「報酬形態」のところで、この文章は、「中長期的には『日額制』を目指すべきではないかとの意見が多かった」という書き方をしておりますので、その辺を例えば、もっと強めて、「できるだけ早急に『日額制』を目指すべきだ」ということを書いて、その後に、皆さんの合意が得られれば、このページの「②」の一番最後の部分になりますが、「特にこの5つの『月額制』をとっている行政委員会の中の『公平委員会』については、『日額制』をできるだけ早くに採用すべき」ということを、我々の結論部分に引き上げて書いたらどうかという風にも思いましたね。</p> <p>このことについて、ご意見がありましたら、よろしくお願いします。</p>
<b>F 委員</b>	<p>話がここまで来ているのですから、やはり「日額制」ですが、採用すべき時が来たのだなと思いました。</p> <p>また、少し前に、1時間の会議でも8時間の会議であっても同じ日額なのかという、会議の中身について、話があったように思うのですが、私もいろいろな会議に出させていただいて、年齢的なことでもありますけれども、若い頃から出ていますので、元気な時でも、8時間も会議をすることは、まずないのです。したとしても、2時間、3時間ぐらいのものです。もし、1回の会議で話がまとまらなければ、2回、3回と開催するなど、時間の均等化を考えればいいと思います。それで、それぞれの開催日に日額がもらえるのですから、そのような方法をとられてもいいのではないかと考えています。</p>
<b>会長</b>	<p>普通の会議でしたら、2時間程度ですものね。</p> <p>先ほど私が申し上げました、このP 3の真ん中あたりの結論部分の考え方については、いかがですか。何か改めてご意見がございませうか。</p>
<b>F 委員</b>	<p>結構かと思っています。</p>

<b>会長</b>	J委員もいかがですか。
<b>J委員</b>	はい、結構かと思います。
<b>H委員</b>	結構かと思います。
<b>会長</b>	そちら側の席の委員さんはどうですか。
<b>各委員</b>	— 特に意見なし —
<b>会長</b>	そうですか。それでは、少し、この辺りについて、事務局と相談して、文章に手を加えてみます。
<b>F委員</b>	この後は、行政側が大変ですね。この意見申出書を説得していかなければならないのですね。
<b>会長</b>	それは、そうです。ただ、審議会としての意見ですからね。実行するかしないかは行政側の問題ですから。
<b>E委員</b>	少しよろしいでしょうか。前回の審議会の明くる日に、神戸新聞に、この審議会のことが掲載されました。改正前と、改正案ですけれども、これを見ると、「もう改正の方針が決まったのかな」と思うような感じの記事のように見受けられたのですが、これはどういうことでしょうか。
<b>会長</b>	前回の審議会では、まだ結論を得ていません。今日初めてたたき台をだしたものですし、新聞記事についても、改正「例」として掲載されているものです。この例で、改正するとは、書かれておりません。
<b>E委員</b>	それから、この6つの行政委員会の委員に対してですけれども、P4の「(4)」や「(7)」の中で、職務内容の効率化等の検討に関することが書かれておりますが、市長から、こういったことを、各行政委員会に強く言うことはできるものなのですか。
<b>会長</b>	例えば、P4の「(4)」でいえば、職務内容について、時代が変わり、もしかしたら、仕事の内容が重くなるかもしれないし、軽くなるかもしれません。そういうことがあるから、ニーズの変化に応じ、いかにそれをスリム化するか等を検討する必要があると思われるのにもかかわらず、今までその検討を欠いているのではないかという書き方をしているわけですね。

<p><b>E委員</b></p>	<p>今までの仕事のやり方を変えていきなさいということ、市長は、各行政委員会に言うことができるのですか。例えば、教育委員会に対しても、こういったことを言えるのですか。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>この審議会として、各行政委員会に対し、意見として、言う権限があるのかという、確認のためのご意見ですね。</p>
<p><b>E委員</b></p>	<p>そういうことです。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>個人的に、私の立場から少しお答えしますと、私は、冒頭に、骨子案の「3」になると思いますが、今も制度について、いろいろな問題点がありますね、ということを経済的に規定しましたよね。しかし、その中で優先順位として「報酬の水準」と「報酬の形態」だけを今回、触れたのです。けれど、もし、時間が許されるのであれば、本当は、個人的には、個別の委員会の業務内容等について審議をしたかったですよ。特に「教育委員会」については審議をしたかったです。今の、いろいろな国の動向であったり、大阪市の動向であったり、私としては、非常に問題であると思っています。だから、もっといろいろそこまで審議できれば面白いなと思ったのですが、時間切れですね。個別委員会についての今の動きであるとか、中身等について、どうあるべきかというところですが、これは、全部宿題として、今後の報酬等審議会の中などで、市長から、もう一度「審議をお願いします」ということがあり、また、時間がありましたら、個別に審議することになると思います。</p> <p>以前、E委員がおっしゃっていただいた、P2の「3」の中に「(8)」がありましたよね。「執行機関・補助機関・附属機関」等の関係については、法律で決まっておりますけれども、1つの外部委員の入った審議会として、現行のやり方でいいのかということや、もっとこう改めるべきだということ、国に対し求めることを提案してもよいと思います。学会でもあんまりこういったことは言われていないと思います。私個人としては、非常に問題であると考えています。地方自治法そのものを改めるべきだろうと思うし、もっと各自治体の独自性というか、3つの区分をとるとしても、自治体によって、もっと自由度を与えてもらって、変えたらいいと思います。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>失礼します。</p> <p>「特別職報酬審議会」という審議会は、基本的には、何度かご説明がありましたけれども、本来ですと、「市長等常勤の特別職」、「議員」の報酬等を審議する場ではありますが、今、会長がおっしゃられたように、</p>

	<p>非常勤の行政委員会については、いろいろな問題があり、これを市長から意見を出すように求められて、この審議会で検討していると、そういう前提でございましたが、一番最後の付帯意見の中で、かなりいろんな広範囲なことについて、問題提起を出されています。</p> <p>その中で、今、E委員がご心配されていることは、この審議会としての、権限というか、意見を申し出る範疇に、この問題提起が入ってくるかということであると思います。報酬等を審議する我々審議会が、行政委員会の職務内容にまで、検討してくださいと意見を申し出る立場にあるのかといったご心配であったかと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございます。そういう風に受け取ってはおりませんでした。我々審議会の守備範囲の中に入るのかということですね。</p> <p>私は個人的には守備範囲に入ると。「非常勤の行政委員会の報酬等について」ですので、この「等」の中には、お金のことだけではないだろうということです。お金のことと仕事の中身は非常に関係しているものですから、あらゆることを言ってもいいのではないかと考えています。</p> <p>他に何かご意見はありますか。</p> <p>大体この辺りで納めてもよろしいでしょうか。</p> <p>今回、ご意見をいただいた中で、もう少し筆を加えていかなければならない部分もありました。事務局の方で、メモを取っていただいておりますから、皆様のご発言をもう一度、もちろん議事録も出来上がると思いますので、この辺りを読ませていただいて、事務局とできれば相談をして、文章化したものを、次回は7月の末でしたでしょうか。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>7月31日（木）になります。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>一度、文章化したものを、第4回審議会の前までに各委員さんお送りできますか。できればそうしたいですね。それで、いろいろな手直しをしていただいたものを事前にいただいておけば、それをもう一度事務局と私で照らし合わせて、筆を加えたものを、次の審議会に出したいという風に思います。もちろん、第4回審議会の場で、「なお、こう改める」というご意見をいただいても結構です。少し事務局と相談したいと思います。</p> <p>事務局にお返ししますが、これで納めてよろしいですか。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>先ほど会長がおっしゃたように、次回は7月31日（木）の午後2時からになりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、意見書の案につきましては、会長と相談をさせていただいて、</p>

<b>会長</b>	各委員さんにお送りさせていただきます。  以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
-----------	--

#### 4 閉会